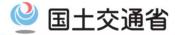


第3回 民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価の基準に関する有識者会議説明資料



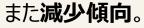
<報告> 都市緑地法等の一部を改正する法律案について(抜粋)

<報告>法案の全体像



背景·必要性

世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、







- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の 向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待 の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 都市において緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地 の確保に取り組む必要**があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的**。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の 創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率 的利用の取組を進めることも重要。

概要

- 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
 - ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
 - ・都市計画における緑地の位置付けの向上
- 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
 - ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
 - ·緑地の**買入れを代行**する**国指定法人の創設**



特別緑地保全地区の例(京都市)

3. 緑と調和した都市環境整備への

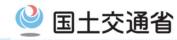
民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度 の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



都市再開発における緑地空間の創出の例(千代田区 大手町)

<報告>緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み



①民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設[都市緑地法・都市開発資金法]

背景·必要性

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、**民間事業者における緑地整備等の** 取組の推進を図ることが不可欠である一方、
 - 民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的という課題。
- 市場において緑地確保の取組が進むよう**民間投資を誘導**し、また**融資を受けやすい環境にする**には、**良質な緑地確保の取組の価値が**投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要。
- また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けてより効果的な取組を推進するため、国が一定の指針を示す必要。

概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針を国が策定**。
- **民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定**する制度を創設。 認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関(登録調査機関)が代行。
- 上記認定を受けた取組について**都市開発資金の貸付けにより支援**。<予算>

認定の対象となる取組のイメージ

●再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業



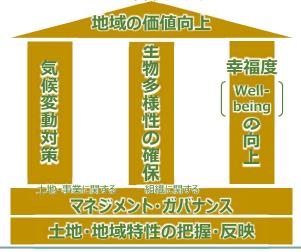
高木主体の緑地の創出により 気候変動対応に貢献

●既存緑地の質の確保・向上に資する事業

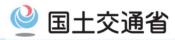


民間企業が、保有する緑地を再整備し、芝生広場や自然観察等ができる樹林地を確保。

認定に当たっての評価の視点のイメージ



<報告>R6年度決定予算について



Ⅲ. 令和6年度 都市局関係予算 主要事項

1. まちづくりGX

G7香川・高松都市大臣会合でも取り上げられた、地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応(CO2の吸収、エネル ギーの効率化・暑熱対策等)や②生物多様性の確保(生物の生息・生育環境の確保等)に加えて、コロナ禍を契機とした人々のラ イフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上(健康の増進、良好な子育て環境等)の社会的要請に対応するため、これらに対 し大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮及び都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組等を進める。

施策の概要

①気候変動への対応



都市緑化等によるCO2の吸収



エネルギーの面的利用のイメージ

都市に取組が求められる3つの視点

②生物多様性の確保





生息・生育空間の保全・再生・創出

③Well-beingの向上





緑陰のある 居心地の良い歩行空間

環境教育の場

4つの重点取組テーマ

1. 緑地に関する官民の共通認識の形成

- 都市計画における緑地の位置付けを向上させると共に、国・地 方公共団体による都市の緑地に関する目標を打ち出す。
- 広域の見地から計画的に緑のネットワークを形成し、緑の機能発 揮による魅力的でコンパクトなまちづくりを推進。

3. 地方公共団体等による緑地の保全・整備の推進等

• 都市の貴重な緑地の量や質の向上に向け、都市計画税の充当 を可能にする等、地方公共団体に対する支援の充実と共に、国 が指定する法人による緑地確保支援の仕組みを構築。

2. 都市の緑地に対する民間投資の促進

- ESG投資※1やTNFD※2等の世界的な潮流を踏まえ、良質な都 市の緑地を創出・維持するプロジェクト等を客観的指標で積極 的に評価し、民間資金を集める仕組みを導入。 ※1 ESG投資: 従来の財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンスの要素も考慮した投融資
- ※2 TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures):自然に関する企業のリスク管 理と開示の枠組みを構築するために設立された国際組織

4. 都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化

エネルギー密度の高いエリアにおいて、再エネ化等の取組に対する 集中的な支援や、エネルギーを面的に利用する施設の拡充を図 るための支援を行うなど、取組を深化。

<報告>R6年度決定予算について



<各施策の取組イメージ>

地方公共団体等による緑地の保全・整備の推進等

- 都市緑地の保全等を推進するため、公益団体(国指定法人)が特別緑地保全地区(特緑)等の緑地の買入れ等を行う制度の創設に併せて、同法人による緑地の買入れや緑地の機能維持増進への貸付制度を創設する。
- 特緑等の緑地の持つ機能を発揮するための樹林の整備等への支援を強化する。
- 都市の生物多様性の確保に資する都市公園の整備や国営公園における生物の生息環境の保全や環境教育の取組等を推進する。「最地保全・優良緑地確保支援事業資金」

「都市公園・緑地等事業」 「国営公園等事業」

【国指定法人による買入れのスキームイメージ】

<制度改正後:国指定法人を介した買入れが可能に>

地権者



国指定法人



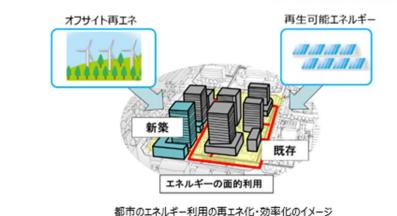
地方公共団体

国指定法人が地権者から土地を一括して機動的に買い入れることが可能に

都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化

○ 再生可能エネルギーの導入等により、都市のエネルギー利用の 環境負荷低減・効率化に対して集中的な支援を行う。

> 【国際競争拠点都市整備事業】 【都市構造再編集中支援事業】



都市の緑地に対する民間投資の促進

○ 良質な都市の緑地を創出・維持 するプロジェクト等を客観評価する取 組のもと、民間事業者が行う良質な 緑地の整備等に要する支援を行い、 民間投資による良質な都市緑地の 確保を推進する。

> 【緑地保全・優良緑地確保支援事業資金】 【グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】 【都市公園・緑地等事業】





心身の健康に配慮したワークプレイス





生物多様性の確保にも寄与する居心地の良い緑地空間

※併せて、組織改正を行い、都市環境の保全・創出の司令塔機能を担う組織を設置し体制を強化。

都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業の推進

○ 緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率 的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する民間都市開発事 業に対し、国が認定し、民間都市開発推進機構を通じた金融 支援を強化する。 (メザニン支援事業)

【まち再生出資事業】

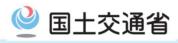
■イメージ (例)





都市開発における緑地の創出の事例 等

都市開発における再生可能エネルギー 導入等の事例



R5年度

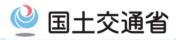
- 第1回有識者会議 (10月25日(水) 15時~17時)
 - ▶ 議題1:評価制度に関する基準について
 - ▶ 議題2:プレトライアル審査について
- 第2回有識者会議 (12月14日(木) 13時~15時)
 - ▶ 議題1:評価制度に関する基準について
- 第3回有識者会議 (2月16日(金)13時~15時)
 - ▶ 議題1:評価制度に関する基準について
 - 議題 2 : 今後の進め方について

● 第4回有識者会議 (6月頃)

- ▶ 議題:基準(案)について
- 第5回有識者会議 (8月頃)
 - ▶ 議題:基準(案)のとりまとめについて

R6年度

第2回有識者会議(R5.12.14開催)の主なご意見



【目指す水準について】

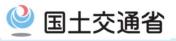
- ○30%という想定は良いと思う。
- ○EUタクソノミーのグリーンビルディングに関する基準が、各市場の上位15%が基準となっており、基準の一つになりうる。
- ○<u>母数は何なのかはっきりさせる必要</u>がある。規模要件を満たしているものとするのか、都市の緑地全体とするのか。
- ○<u>規模要件で絞られる可能性があるため、緑地整備の実態に照らして検証</u>することが必要。緑地で<u>感度分析</u>を行い、基準を決めていくことが考えられる。
- ○水準を厳しくした方が国際的に評価されるが、一方で該当件数が極端に少ないのは広がりがない。

【規模要件について】

- 〇案2(敷地面積:原則0.5ha以上かつ②緑地割合:30%以上かつ③緑地面積:1,500㎡以上のものとする。)あるいはそれを若干修正したものが適当かと思う。
- ○一定以上の敷地面積の場合、<u>緑地割合30%に満たないものが多くなる懸念があるため、その場合は緑地割合30%という基</u>準はなくすか緩めた方が良いのでは。
- ○<u>実際の緑地の整備等において緑地割合が何パーセントあるかを調べ、本認証の水準の検討と関連させてながら決めていく</u>のが良いのではないか。
- ○緑地の面積について、<u>エコロジカルな面から根拠に基づくと良い。</u>

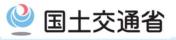
【複数の緑地の取り扱いについて】

- ○複数の緑地を評価する際、<u>一か所だけでも取り組んでいれば良いのか、過半数が取り組んでいれば良いのか</u>といった議論が 必要。
- ○1者で申請するだけではなく、協議会等の複数の企業が連携したような団体が申請する緑地を核とする<u>エリアマネジメントが</u> 進んでいくのは非常に好ましい。
- ○連担性についても鳥の移動距離に関する研究など、何らかの根拠に基づくべき。
- ○少し離れているがそこまで遠くない緑地があった場合、それらを繋ぐ緑道などを整備すれば一体の緑地として機能していると認めるのはどうか。何かしら生態系のコリドーに寄与するようなもので繋ぐべきということを示す必要がある。



1. 制度の位置付け				
<u>目指す水準</u>	論点1 目指す水準について			
<u>ランク分け</u>	認定されたものはランクを設ける			

		2. 対象事業の考え方				
	対象事業	(ア)新たに緑地を創出し、管理する事業 (イ)既存の緑地の質の確保・向上に資する事業				
事業	評価のタイミング	事業の計画段階からの評価・認定 (定期的なモニタリングも併せて実施) (実施事業の計画期限に想定される緑地の状態を評価)				
期限	有効期限•更新等	〇有効期限は、取得日から「5年」として、希望すれば更新審査を経て更新を可能とする。 〇1年ごとに事業者が定期報告するスキームとする。 〇定期報告等により評価基準に適合しない計画内容が確認された場合、助言等や改善命令を行い、その上で、改善命令にも従わない場合は取り消しとする。				
主体	対象主体	民間事業者等(地方公共団体も含む) (対象となる土地の地権者若しくは地権者から同意を得て事業を行う者)				
	主体の変更	計画の変更手続きを経ることで、その時点での評価は継続する。				
	対象範囲	都市計画区域内の緑地 (樹林地、草地だけでなく人工地盤上の緑地や屋上・壁面緑化、農地等まで含む都市緑地法における緑地)				
場所	緑地の規模等	論点2 緑地面積、緑地割合等の規模要件について				
		論点3 複数の緑地等について				



		3. 評価方法•評価項目					
	必須·選択	〇コア項目は、どの地域にも共通して取り組むべき課題は「必須項目」、地域の実情を踏まえ取り組む課題は「選択項目」とする。 〇選択項目については、評価を受けようとする者がターゲットとなる項目を選択する。 〇ベース項目は、全て「必須項目」とする。					
評価 方法	配点	 ○ベース項目は、点数化しない。 ○コア項目は、必須項目・選択項目ともに点数化し、以下の配点とする。 ・必須項目は選択項目よりも高い配点を行う。 ・必須項目、選択項目の各項目は同じ配点とする。 ・特に地域の価値向上をもたらす取組については、選択項目の中でも高い配点とする。 ○コア評価の合計点の一定割合以上で基準を満たすものとする。 					
	評価の視点	「気候変動対策」「生物多様性の確保」「Well-beingの向上」の3つの視点とともに、「マネジメント・ガバナンス」、「土地・地域特性の把握・反映」の視点で評価する。					
評価 項目	評価項目全体	DILET O LITALI					
	各評価項目の具体 的な内容	別紙のとおり。					

論点4

今後の進め方について

別紙 評価項目について

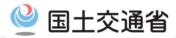
🤐 国土交通省

<評価項目案の一覧>

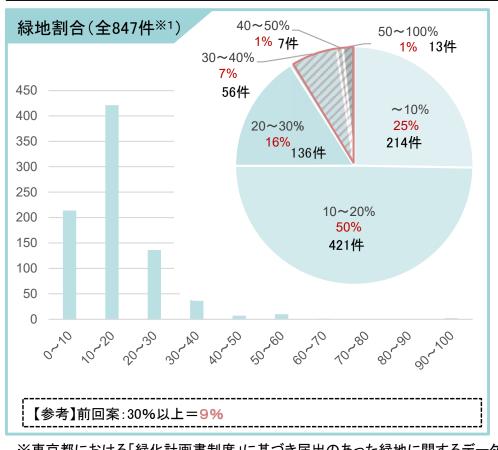
	視点	カテゴリー	No	必須	地域	項目
			1	選択必須	作	CO2吸収源としての高木植栽・育成を行っているか。
		CO2吸収·固定	2			CO2吸収・固定に資する木材利用を行っているか(持続可能な森林から産出
				選択		される木材の利用)。
	候変動	CO2排出削減	3	選択		舗装等がライフサイクルを通じたCO2排出削減を行っているか。
			4	選択		CO2排出抑制に貢献する建築物の緑化(屋上・壁面緑化)を行っているか。
		로 차 나 <i>까</i>	5	選択	0	ヒートアイランド対策として風の道を形成する緑地となる植栽・配置としているか。
	対策	暑熱対策	6	選択		熱中症対策として緑陰が形成される植栽を行っているか(その他の対策(水景の設置等)含む)。
		水害対策	7	選択	0	小流域等における雨水貯留浸透(流出抑制)に貢献する緑地整備・管理を 行っているか。
		資源循環	8	選択		再生材(天然素材含む)を使用しているか。
		貝 <i>伽</i> 尔伯·垛	9	選択		資源を有効利用しているか(落葉や剪定枝等のバイオマスの活用等)。
		自然地形等の 保全・再生	10	選択		自然地形や土壌、既存樹木の保全・再生(表土復元含む)を行っているか。
ア評価		生息・生育環境の量的確 保	11	選択	0	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保されているか。
評	焦	水資源の保全	12	選択	0	雨水の利用や節水等の水使用量の削減をしているか。
1Ш	多	多様な生息・生育環境の 確保	13	必須		緑地等(樹林や樹木)が階層構造を形成しているか。
必	生物多様性の確保		14	選択		動物の生息・生育環境を形成する取組をおこなっているか(食餌植物の使用、巣箱の設置等)。
必須	確		15	選択		草地や水辺(水域から陸域)がエコトーンを形成しているか。
•			16	選択		希少種の生息環境を保全しているか。
選	日 然 ※	周辺環境との	17	選択	0	生態系ネットワーク形成に資する緑地であるか。
쌄	(自然資本の保全	調和	18	必須		地域に根差した植生の創出を行っているか。
	保全		19	選択		外来種の侵入防止・防除を実施しているか。
	•	上华天, 0 民郷 0 広洋	20	選択		農薬・化学肥料の制限を行っているか。
	回 復)	生態系への影響の低減	21	選択		有害化学物質・プラスチックが含まれる資材の使用の制限をしているか。
			22	選択		動植物に影響を及ぼす光害を抑制した照明計画としているか。
		生物多様性に配慮した調達	23	選択		生物多様性に配慮した木材の調達を行っているか。
		環境教育の実施	24	選択		生物多様性の理解につながる環境教育を行っているか。
	being being		25	選択		防犯面・利用面における安心・安全な空間となっているか。
	ing (安心・安全な空間の形成		選択		災害時の避難場所となる空間が確保されているか。
	の Me			選択		緩衝緑地があるか。
	王二	ユニバーサル デザイン	28	選択		緑地があらゆる人の利用に対応しているか(バリアフリー、多言語対応等)。

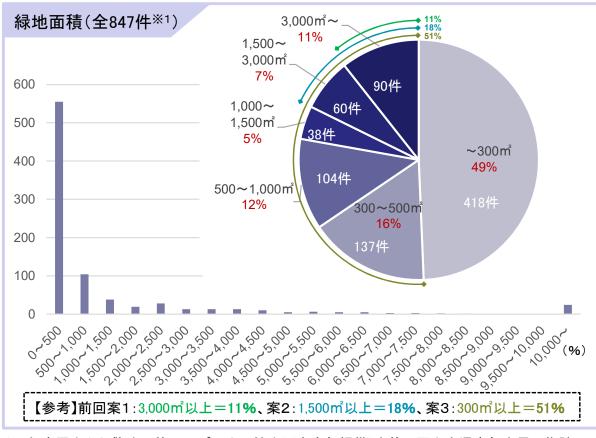
衫	見点	カテゴリー	No	必須 選択	地域 枠	項目
		公開性の確保	29	必須		公開性を有しているか。
		とものは本の	30	必須		身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがあるか。
		心身の健康の 増進	31	必須		安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行っているか。
	幸 福 度		32	選択		自然とのふれあいができる場や機会の提供を行っているか。
	(Well	にぎわいの創出	33	選択		人流を増やすためのプログラムがあるか。
	<u>e</u> l −	ウォーカブル	34	選択	0	地域のウオーカブルな空間の形成に資する緑地となっているか。
	- being		35	選択	0	周辺環境の向上に資する沿道緑化をしているか。
			36	選択		統一されたデザインコードで設計されているか。
	の向	景観の向上	37	選択		緑地内の施設(舗装や休憩施設など)がその緑地と調和しているか。
	Ĩ		38	選択	0	歴史・文化的価値の高い樹木を保全しているか。
		地域コミュニティの形成	39	必須	0	地域コミュニティの形成に資するプログラムがあるか。
		農の活用	40	選択		農園の整備や活用プログラムがあるか。
	その他		41	選択		その他先進的な取組を行っているか。
			42	必須		実施体制が確保されているか。
	マ		43	必須		事業の実施責任者が明確か。
	ネジ	事業(整備、維持管理、モ ニタリング、運営)計画	44	必須		事業の目的や目標が明確になっているか。
	マネジメント		45	必須		事業の目的や目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画となっているか。
			46	必須		エータリングを実施する計画があり、モニタリング結果を維持管理に反映する 枠組みがあるか。
	ガバエ	専門家の配置	47	必須		中組みがめるが。 事業計画の作成や事業の実施の中で緑地の専門家や造園技術者が関与しているか。
	2	資金調達	48	必須		維持管理等のマネジメントに必要な資金を確保する仕組みがあるか。
	<u> </u>	情報の開示	49	必須		緑地に関する情報を開示しているか。
		地域住民等とのコミュニ ケーション	50	必須		地域住民等とコミュニケーションを取っているか。
が国人の把握・反映土地・地域特性	+		51	必須		土地の成り立ち(地形や歴史)を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
	の把・	土地の成り立ち		必須		土地及び周辺地域の自然的環境や社会的状況を把握した上で、計画・設計 に反映しているか。
	一地			必須		法的位置づけを把握した上で、計画・設計に反映しているか。
		行政計画等	54	必須		関連する行政計画や地域の計画等の内容を把握した上で、計画・設計に反映 しているか。
		目標設定	55	必須		課題の把握、目標の設定が適当か。



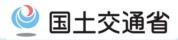


- 〇本制度の目指すべき水準については、国の制度として国際的に評価されるものとなるため<u>高い</u> 水準を目指す。
- ○事務局案の「緑地の上位30%を対象とする」という水準について概ね良いとする意見と、<u>EUタクソ</u> <u>ノミー等の上位15%</u>を参考とするべき意見があったところ。また、母数を明らかにしたうえで、<u>規模</u> <u>要件と合わせて、データに照らして検証すべき</u>という意見もいただいた。
- ○<u>母数を「一定規模以上の敷地で開発等に伴い整備される緑地」</u>として、①目指すべき水準と②規模要件について、合わせてデータ※をもとに検証。





※東京都における「緑化計画書制度」に基づき届出のあった緑地に関するデータ(R4年度届出から敷地面積1000㎡以上で抽出)(東京都提供)を基に国土交通省都市局で集計 (緑化計画書データ)。緑地面積は地上部緑化面積、建築物上緑化面積、壁面緑化面積の合計値。緑地割合は敷地面積における緑地面積の割合。



○前回事務局案について緑地整備データに基づき検証した結果を踏まえると、<u>目指すべき水準や</u> 緑地面積及び緑地割合等の<u>規模要件について再検討が必要</u>。

	①敷地面積	②緑地割合	③緑地面積	①~③要件を満たす割合※1
案1	原則 ^{※2} 1ha以上	30%以上	3,000㎡以上	4.0%(34件)
案2	原則 ^{※2} 0.5ha以上	30%以上	1,500㎡以上	6.5%(55件)
案3	原則※21,000㎡以上	30%以上	300㎡以上	9.0%(76件)

※1 緑化計画書制度データより

※2 敷地面積を下回っても②と③の要件を満たす場合は対象とする。



②緑地割合

市民緑地認定制度等を踏まえ、 <u>緑地割合20%以上。</u>

- ○市民緑地認定制度(都市緑地法)の認定基準は<u>緑化</u> <u>率20%以上</u>(商業地域の法定建ペい率が80%である ことを踏まえ設定)。
- 〇なお、JHEP認証において、緑化条件として建物を含む 総敷地面積の20%以上が緑地となる必要。

3緑地面積

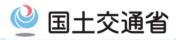
生物多様性に関する既存研究等を踏まえ、敷地内の 緑地面積1,000㎡以上とする。

- 〇既存研究(「三田市フラワータウン内孤立林の現状と保全について(服部保・上甫木昭春ら、1993年)」)において、孤立林について、「500㎡以下の面積では非常に単純な孤立林しか成立できず、最低でも1000㎡は必要であろう」と考察。
- 〇なお、生物多様性の取組を評価するABINC認証(工場版)において、「ひとかたまりの緑地」 は面積800㎡未満の場合は0点。

	①敷地面積	②緑地割合	③緑地面積	①~③要件を満たす割合※1
今回案	原則0.5ha以上	20%以上	1,000㎡以上	12.9%(109件)

前回会議で示した複数緑地の候補(緑地割合20%以上かつ緑地面積300~1,000㎡)も含めると 21.8%(185件)

〇目指すべき水準について、これらの検証及び国際的な基準等^{※3}に合致する必要性も踏まえ、「緑地の上位15%を対象とする」水準が妥当。



<緑地割合30%以上の評価について>

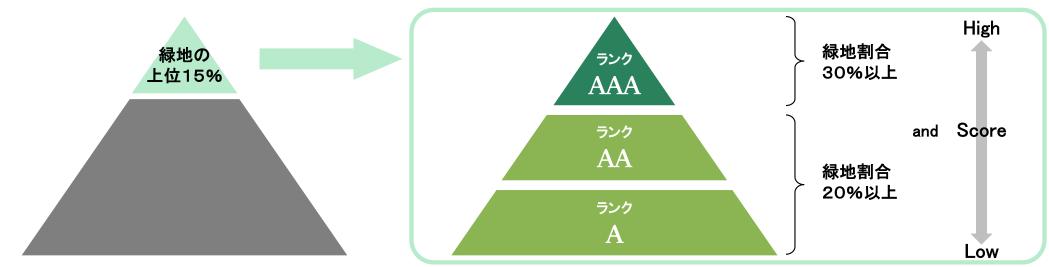
〇緑地割合については20%以上を規模要件とするが、30by30目標を踏まえると、本制度において 緑地割合30%以上を目指すことも必要。そのため以下の方針とするのはどうか。



<方針>

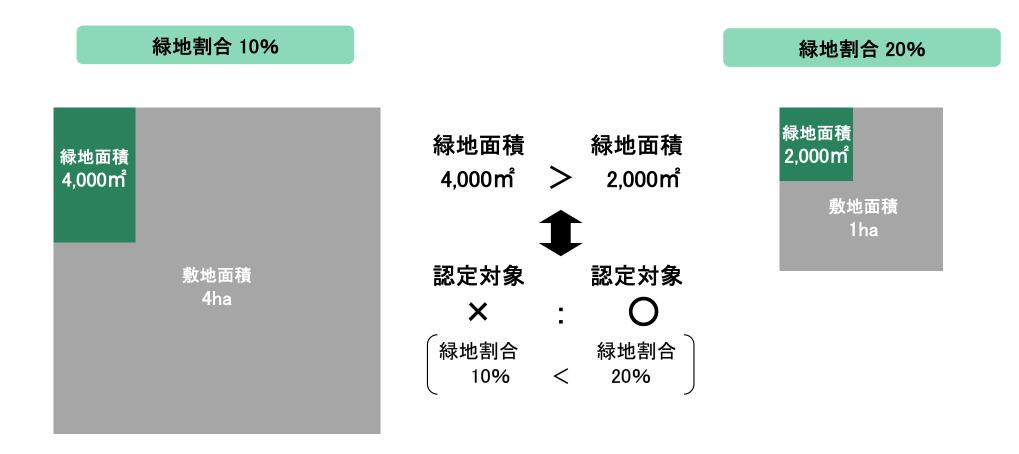
- ①緑地割合30%以上の取組がインセンティブとなる仕組みとして、緑地割合30%以上を最上位ランクの要件の一つとする。
- ②当面は①の方針で進めるが、緑地割合の基準の段階的な引き上げ等、将来的に柔軟な見直し を行うことも視野にいれる。

(本制度のレベルの目安・ランク分けのイメージ)



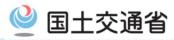


〇緑地面積と緑地割合に関する規模要件について、案に従えば、以下のような場合も想定されるが、これをどう考えるべきか。



○大都市圏部/地方部、市街化区域/市街化調整区域等で、土地単価等の条件が異なるが、 規模要件に差を設けることの是非についてどう考えるべきか。





<前回提示案>

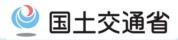
- ①複数の緑地が、隣接する場合は一団の緑地として対象とする。
- ②複数の緑地が隣接していない場合においても、一つの街区内にあり、一体として緑地の機能を発揮する場合は、一団の緑地として対象とする。
- ③複数の緑地が、複数の街区に跨る場合においても、街区単位で隣接し、一体として緑地の機能を発揮する場合は、一団の緑地として対象とする。
- ④複数の緑地が、街区単位でも隣接していない場合においても、一定の地域内(近隣住区※程度)において、一体の緑地の機能を発揮する場合は、 一団の緑地として対象とする。(主体が複数いる場合、協議会等の主体間の連携体制があり、かつ地域間の緑地に関する計画を有していること。)

<前回のご指摘>

○複数の緑地について、①「<u>連担性の定義</u>についても鳥の移動に関する研究など、<u>何らかの根拠に基づくべき</u>」、「何かしら<u>生態系のコリドーに寄与するようなもので繋ぐ</u>べき」、「緑地を核とするエリアマネジメントが進んでいくのは非常に好ましい」、②「複数の緑地を評価する際、一カ所だけでも取り組んでいれば良いのか、ベース評価やコア評価についてどう評価するのか等の議論が必要」等のご意見。



- ○複数の緑地の要件について、前回の案をベースに以下の点について検討。
 - ①科学的な根拠やエリアマネジメントの視点から再考
 - ②複数の緑地における単体の緑地の評価の考え方について整理



- 〇事業の対象となる複数の緑地の取り扱いについて、以下の①~③までの考え方を対象とすることはどうか。
 - ①複数の緑地が一つの街区内にある場合は、一団の緑地として対象とする。
 - ②複数の緑地が一つの街区を超える場合においても、<u>それぞれの緑地間の距離が250m*以内</u> にあるものは、一団の緑地として対象とする。
 - ③複数の緑地が一つの街区を超え、それぞれの<u>緑地間の距離が250mを超える場合</u>であっても、 <u>緑地間が連続した植栽や緑道等により結ばれ</u>、かつ、特定のエリアを対象に、地権者・事業 活動を行う企業・住民等の<u>地域における多様な主体が協議会等の連携体制を構築し、エリア</u> マネジメント等の計画において当該エリアの緑地に関する方針が示されている場合は、その 範囲において一団の緑地として対象とする。

緑地間の距離250mについて

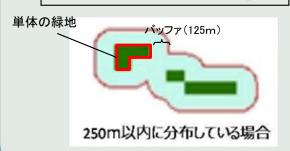
○「都市における生物多様性指標(簡易版)」(平成28年11月、国土交通省都市局公園緑地・景観課)において、都市におけるエコロジカルネットワークの形成の状況を評価する方法※として、それぞれの緑地が250m以内であれば連続した緑地とみなすこととしている。

※エコロジカルネットワークの形成の状況の評価指標としてコゲラに着目したもの

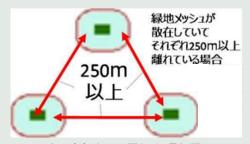
〇都市計画運用指針第12版(令和5年12月28日-部改正)において、街区公園の<u>誘致距離250m</u> を標準とすることが望ましいとしている。

「i 街区公園 誘致距離250mを標準とする」

連続する緑地と「みなされる」例



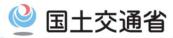
連続する緑地と「みなされない」例



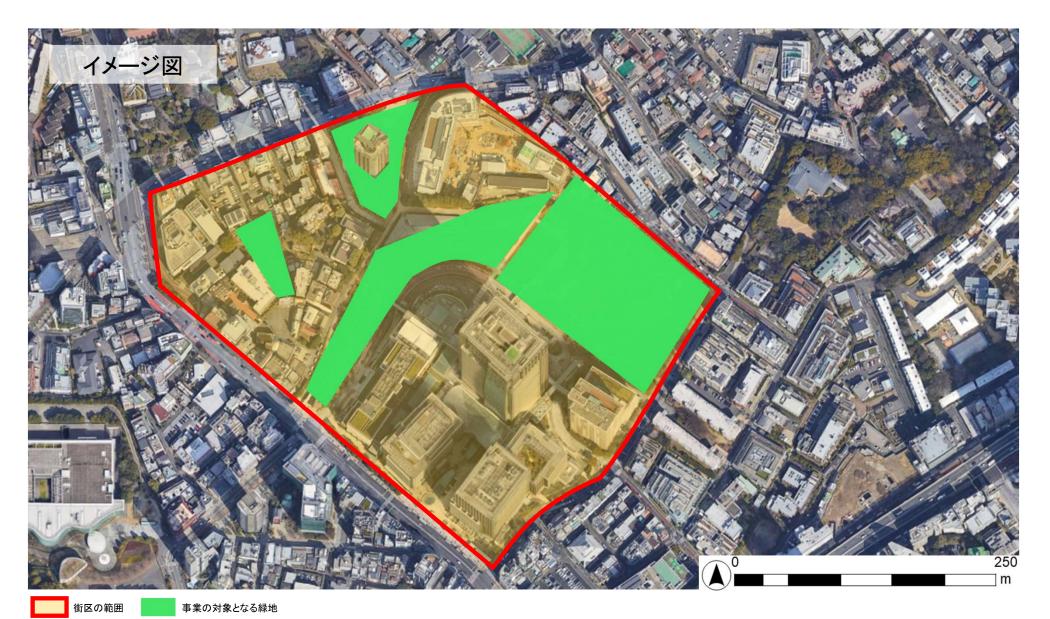
「都市における生物多様性指標(簡易版)」(平成28年11月、国土交通省都市局公園緑地・景観課)より

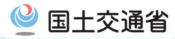
〇コゲラは、日本全国の多様な森林に生息している樹林性の鳥類で、都市公園等にも生息でき、採餌等で庭先の樹木にも飛来するため、都市近郊における生態系のキーストーン種として見なされることが多い。

¦ ○コゲラは、繁殖期においては、採餌等とし ├──て森林のない陸地上の250~500m以内 ├──は日常的に飛翔するとされている。

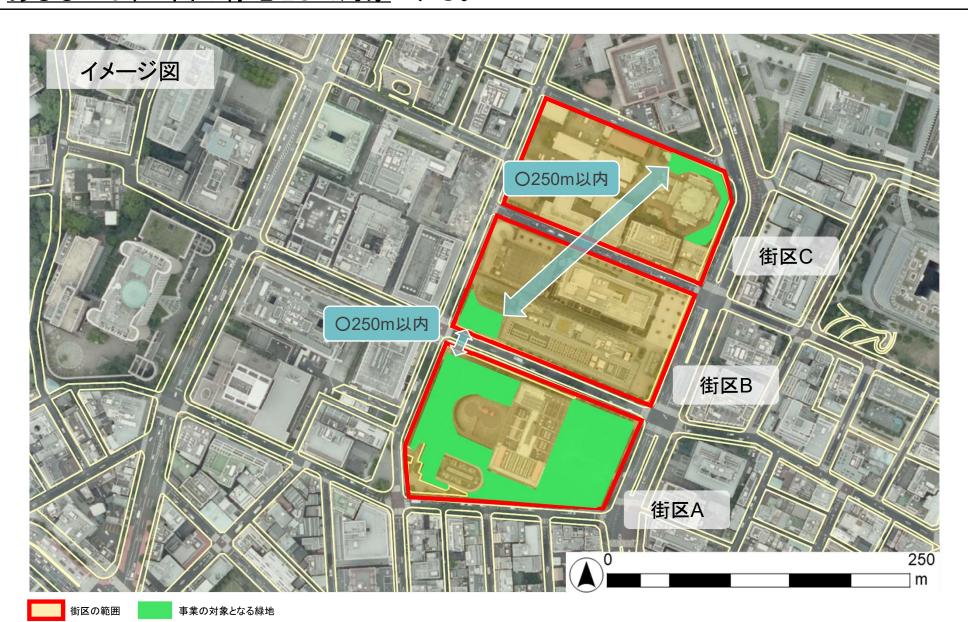


①複数の緑地が一つの街区内にある場合は、一団の緑地として対象とする。



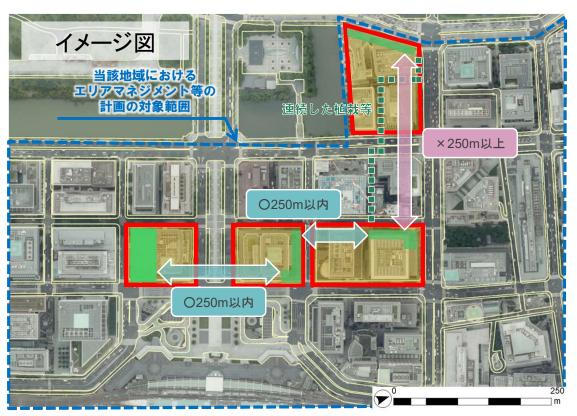


②複数の緑地が一つの街区を超える場合においても、<u>それぞれの緑地間の距離が250m以内にあるものは、一団の緑地として対象</u>とする。





③複数の緑地が一つの街区を超え、それぞれの<u>緑地間の距離が250mを超える場合</u>であっても、 <u>緑地間が連続した植栽や緑道等により結ばれ</u>*、かつ、特定のエリアを対象に、地権者・事業 活動を行う企業・住民等の<u>地域における多様な主体が協議会等の連携体制を構築し、エリア</u> マネジメント等の計画において当該エリアの緑地に関する方針が示されている場合は、その 範囲において一団の緑地として対象とする。



中核地区 Core area

他の地域への種の供給や周辺からの逃避を受け入れる、生きものの生息生育 の核となる地区(特別緑地保全地区など)

The area that becomes the core of the habitat, which provides species for other areas and serves as a refuge from the surroundings (such as special green space conservation districts).

回廊地区 Corridor

中核・拠点地区を結ぶ生きものの移動 空間となる地区 (沿道の緑地や河川、飛び石 状に配置した公園緑地など)

The area that connects the core area and central area, and becomes a movement path of wildlife (such as roads, rivers and parks placed intermittently)



拠点地区 Central area

都市の中心部に生きものの生息生 育環境を保全・再生し、分布域を 拡大する地区(大規模公園など)

The area that conserves and restores the natural habitat in the center of the city, and expands the distribution of species (such as large-scale parks).

緩衝地区 Buffer area

中核、拠点、回廊地区が安定して存続するための緩衝帯となる 地区(民有緑地など)

The area that works as a buffer belt for the stability of the core area, central area and corridor (such as private green spaces).

出典:「都市と生物多様性」(国土交通省H22.10)より一部編集

※本制度における都市のエコロジカルネットワーク形成の考え方

本来エコロジカル・ネットワークの形成にあたっては、核となる中核地区、分布域を拡大する拠点地区、外部との相互影響を軽減するための緩衝地区、生物が分散・移動するための回廊地区を、適切に配置し保全することが重要。

一方で、現在中核地区や拠点地区から連結されていないエリアにおいても、将来的にエコロジカルネットワークが形成された際に、その効果をより発揮するため、緑地の創出やネットワーク化を図っておくことが重要。

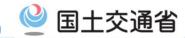




事業の対象となる緑地

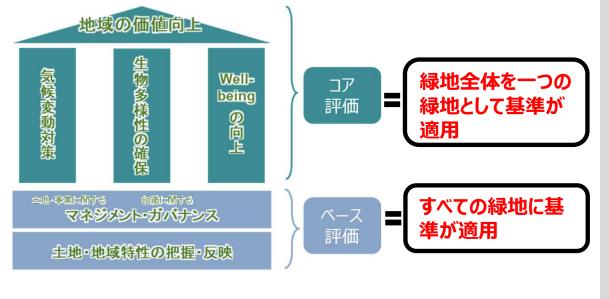
※ここでは、申請された事業の対象緑地が、上記の要件を満たしている場合に、一団の緑地として認定の対象となることを示しており、 エリアマネジメント等の計画の対象範囲にある緑地全てで、認定の申請をしなければならないという訳ではない。

論点3:複数の緑地の要件について(単体の緑地の評価の考え方)



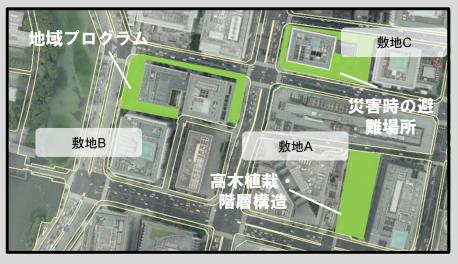
- ○複数の緑地における単体の緑地の評価の考え方については、以下のとおりとするのはどうか。
 - 1. コア評価の評価項目は、緑地全体を一つの緑地として基準を満たす必要。
 - 2. ベース評価の評価項目は、すべての緑地において基準を満たす必要。

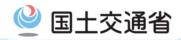
<複数緑地における評価の考え方>



例)コア評価について

- ①評価項目「CO2吸収源としての高木植栽・育成を行っているか」について、複数の緑地のうち1か所の緑地のみが高木を植栽している場合、他の敷地とあわせた全体で求められるCO2吸収量を満たすことが必要。
- ②評価項目「地域コミュニティの形成に資するプログラムがあるか」の場合、1か所のみの取組でも全体の取組として評価。



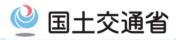


	1. 制度の位置付け	
<u>目指す水準</u>	緑地の上位15%を対象とする。	論点1
ランク分け	認定されたものにはランクを設定する。	
	2. 対象事業の考え方	

	ランク分け	認定されたものにはランクを設定する。
		2. 対象事業の考え方
	対象範囲	都市計画区域内の緑地 (樹林地、草地だけでなく人工地盤上の緑地や屋上・壁面緑化、農地等まで含む都市緑地法における緑地)
	緑地の規模等	<検討案>
		A.規模要件論点2以下の3つの要件をすべて満たすものとする。(1敷地面積:原則**10.5ha以上②緑地割合:20%以上**2(3緑地面積:1,000㎡以上
		※1 敷地面積を満たさない場合でも要件②と要件③を満たす場合は対象とする。 ※2 「既存の緑地の質の確保・向上に資する事業」は適用しない。
場所		B.複数の緑地における規模要件 複数の緑地で申請する場合は、以下とする。 ①緑地面積:個々の緑地の緑地面積は300㎡以上とし、合計緑地面積がA.③(緑地面積1,000㎡以上)を満たすこと。 ②緑地割合:個々の緑地においてA.②(緑地割合20%以上)を満たすこと。 ③対象範囲:以下のいずれか。 a.複数の緑地が一つの街区内にある場合 b. 複数の緑地が一つの街区を超える場合においても、それぞれの緑地間の距離が250m以内にあるものは、一団の緑地として対象とする。 c. 複数の緑地が一つの街区を超え、それぞれの緑地間の距離が250mを超える場合であっても、緑地間が連続した植栽や緑道等により結ばれ、かつ、特定のエリアを対象に、地権者・事業活動を行う企

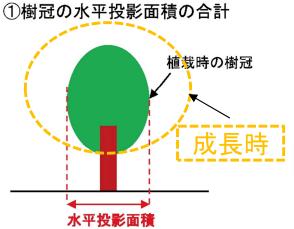
ものは、一団の緑地として対象とする。 c. 複数の緑地が一つの街区を超え、それぞれの緑地間の距離が250mを超える場合であっても、緑地間が連続した植栽や緑道等により結ばれ、かつ、特定のエリアを対象に、地権者・事業活動を行う企業・住民等の地域における多様な主体が協議会等の連携体制を構築し、エリアマネジメント等の計画において当該エリアの緑地に関する方針が示されている場合は、その範囲において一団の緑地として対象とする。

<参考>緑地面積の算出方法



建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積(都市緑地法施行規則第九条)

- ⇒計画期限時点の成長時で算出
- 1. 樹木 以下、①~③の算定方法のいずれか



2. 芝、その他地被植物

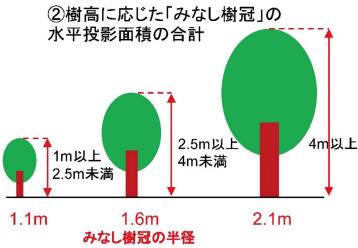
実際に地被植物で覆われている 部分の水平投影面積



3. 花壇、その他これに類するもの

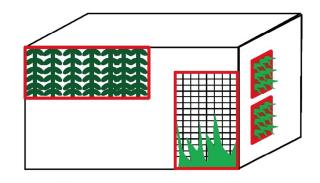
植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が覆われている部分の水平投影面積



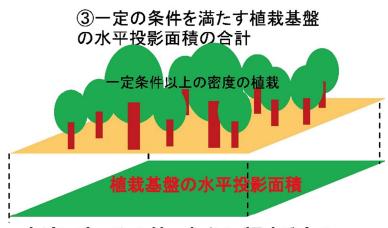


4. 壁面緑化

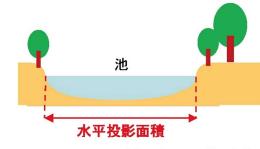
植物が生育するための資材又は植物で覆われている部分の面積(壁面に対する鉛直投影面積)



緑化面積=壁の正面から見た際の で囲われた部分の面積(鉛直投影面積)

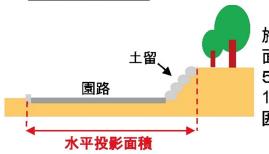


5. 水流、池、その他これらに類するもの



水流、池、その他 これらに類するも ので、樹木や植栽 と一体となって自 然的環境を形成し ているものの水平 投影面積

6. 1~5に付属して設けられる**園路、**土留 その他の施設

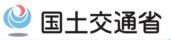


施設の水平投影面積(ただし、1~5の合計面積の 1/4を越えない範囲とする)

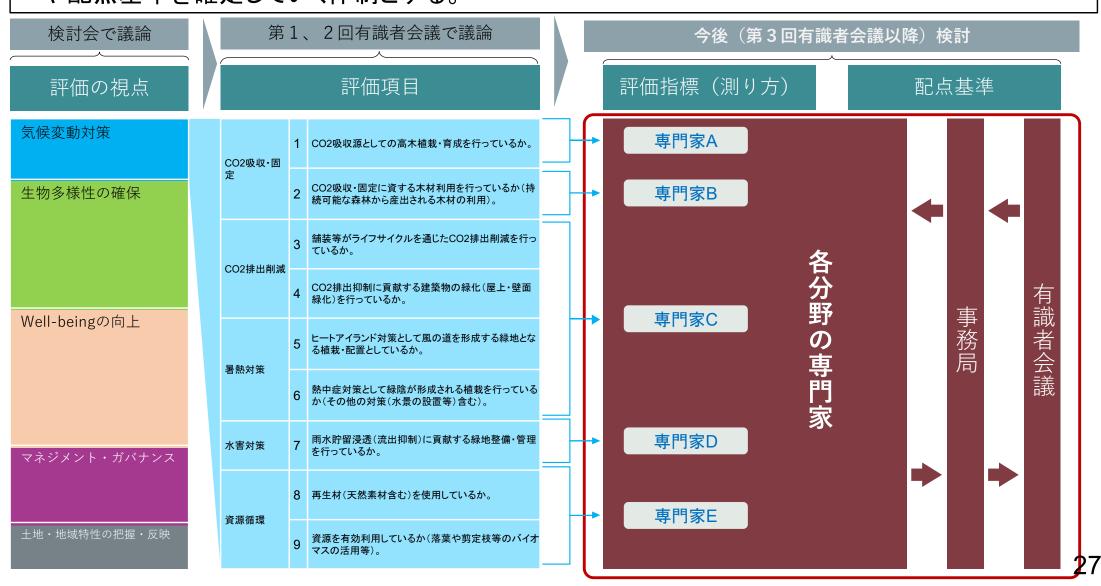


論点4:今後の進め方について

論点4 今後の進め方について(検討体制)



- 〇評価項目についてこれまで国際基準や既存の評価制度、有識者メンバーからの意見聴取等により整理してきたところ。
- ○今後、個別具体の評価基準の検討に向けて、以下のとおり、分野ごとに専門家と共に評価指標 や配点基準を確定していく体制とする。



論点4 今後の進め方について(トライアル審査・検討スケジュール) [●] 国土交通省

- 〇これまで、基準策定のプロセスとして、プレトライアル審査としてフィージビリティスタディを実施し、 書類の有無や確認方法等、審査に係る全体的な課題が明らかになったところ。
- 〇今後、個別具体の評価基準の検討を進めるにあたり、特に①評価指標(測り方)と②配点基準 について、トライアル審査を通じてその妥当性を検証する。
- 〇そのため、トライアル審査は、①評価指標(測り方)、②配点基準の検討を進めた上で実施する 必要があることから、6月下旬頃から開始する。

<検討スケジュール>

